平成２２年（フ）第１８２４号
横浜市保土ケ谷区岩井町291番地　みどり荘202号
債務者　山崎　　純
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目８番17号ノーブル東海岸102号室
債務者　石田　和義
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０７８号
横浜市神奈川区菅田町1079番地　五月荘202号
債務者　廣瀬　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４５１号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番21―906号
債務者　杉浦ひろ子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１９号
大阪市浪速区幸町３―１―20チェリビエール503、住民票上の住所大阪市旭区清水１丁目18番９―201号
債務者　渡邊　　有
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市緑１丁目７番12号　ニューコーポⅢ102、前住所栃木県下野市石橋458番地２　澤屋ハイツ101
債務者　中村　愛美（旧姓稲川）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５２号
栃木県矢板市中1260番地２、前住所栃木県宇都宮市越戸３丁目11番15号　パナハイツヒカリＢ―103
債務者　加藤　徹也
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５５号
栃木県宇都宮市平松本町780番地　県営平松住宅３棟12号
債務者　最上　信夫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９６４号
横浜市港北区高田東３丁目１番30号
債務者　森田　裕美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８５号
横浜市戸塚区上柏尾町304番地15
債務者　八島　宏治
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５７号
横浜市南区白妙町３丁目34番地４　パーク・ノヴァ横浜阪東橋弐番館606
債務者　鎌田　浩史
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１７号
栃木県鹿沼市村井町163番地１　プレーザントハウスＢ201、前住所栃木県鹿沼市塩山町711番地１
債務者　篠崎　麻美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３８号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅114、前住所栃木県栃木市野中町1116番地１
債務者　佐藤　由江（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市清住２丁目３番７号　コーポラス清住101、前住所栃木県宇都宮市松原１丁目１番14号
債務者　中村　秀明
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４３号
栃木県宇都宮市石井町3395番地25
債務者　上野真奈美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係